

川根本町ホームページ広告取扱要領

第1 目的

この要領は、川根本町（以下「町」という。）がインターネット上に公開している川根本町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 広告の種類

町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

第3 掲載可能な広告の範囲

町ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容及びリンク先ホームページ内容の範囲は、川根本町有料広告掲載要綱及び川根本町広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

第4 広告の掲載ページ及び位置及び枠数

広告を掲載するページは、町ホームページのトップページとし、位置及び枠数はトップページ最下部に10枠とする。また、その掲載順序については別に定め、募集時に公表する。

第5 広告の規格

(1) 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	横170ピクセル×縦60ピクセル
形式	G I F（透過G I Fは不可）・J P E G
データ容量	15KB以内

(2) 文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景に模様のある画像若しくは写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。また文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(3) G I Fアニメーションを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次の基準にしたがうこと

ア アニメーションは最大3コマまでとすること。

イ 画像の切り替えの間隔は2秒以上とすること

ウ コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止すること

第6 広告表現上の禁止事項

次に掲げる表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

(1) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるも

の)

- (2) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) アラートマーク(利用者に対してあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
- (5) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (6) F L A S H
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入力等何らかの操作ができると誤解させるおそれのあるもの
- (8) 町ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
 - ア 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
 - イ 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が川根本町の事業であると誤認しやすいもの。

第7 広告の掲載料

広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、町内に事業所等を有するものについては1枠あたり月額5,000円とし、それ以外のものについては、1枠あたり月額10,000円とする。

第8 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、掲載を始める月の1日から掲載を終わる月の末日までの1箇月を単位とし、12箇月を限度とする。

第9 広告掲載の申込み

- (1) 町ホームページへの広告掲載希望者は、募集時に定める申込期日までに、広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げるものを添付して提出しなければならない。
 - ア 広告デザイン案（電子データ及びそのデータを印刷したもの）
 - イ 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
 - ウ 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
 - エ その他町長が必要があると認める書類
- (2) 広告デザイン案は掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

第10 広告掲載の審査及び優先順位

- (1) 町長は、第9による申込書の提出があつたときは、川根本町有料広告掲載要綱第2及び川根本町広告掲載基準により広告掲載の適否を審査する。また、申込者が指定したリンク先のホームページの内容も審査の対象とする。
- (2) 広告掲載募集期間を定めて募集し、広告掲載希望者が当該広告枠数を超えた場合で、かつ、川根本町広告掲載要綱第4(1)による広告掲載の順位が同等と判断したときは、掲載希望期間が長いものを優先し、掲載希望期間も同等の場合は抽選により決定する。

第 11 掲載料の納付

第 10 による広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載を開始する日の 7 日前までに、第 7 による掲載料を、一括納付するものとする。

第 12 広告の内容等の変更

町長は、広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他ホームページ広告の掲載に関するすべての事項（以下「広告の内容等」という。）が第 3 に抵触するおそれがあると認めるときは、広告主に対して、その変更を求めるとともにホームページ広告の掲載を停止することができる。

第 13 広告掲載の取消し

町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第 3 に該当しなくなると認められるとき。
- (2) 広告主が第 11 による掲載料の納付をしないとき。
- (3) 広告の内容等の変更の求めに広告主が従わないとき又は広告の内容等が改善される見込みがないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長がホームページ広告の掲載を不適切と認めるとき。

第 14 リンク先の変更

広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の 1 週間前までに町に連絡するものとする。

第 15 広告デザインの変更

広告主は、広告のデザインを変更しようとするときは、変更の 1 週間前までに町に連絡し、併せて変更するデザイン案を提出するものとする。

第 16 掲載料の返還

- (1) 掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。
 - ア 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。
 - イ 1 日を超えて広告を掲載しているページが閲覧不能となったとき。
 - ウ その他町長が特に返還する必要があると認めたとき。
- (2) (1) により返還する掲載料は、日割りにより計算して得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
$$\text{還付する掲載料} = (\text{月額掲載料} \div \text{その月の暦日数}) \times \text{閲覧不能日数}$$
$$\text{閲覧不能日数} = \text{閲覧不能時間} \div 24 \text{（小数点以下は切り捨て）}$$
- (3) 還付する掲載料には、利子を付さない。

第 17 損害賠償

町は、次に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

- (1) 第 12 により町ホームページ広告の掲載を停止した場合
- (2) 第 13 により町ホームページ広告の掲載を取り消した場合

第 18 その他

この要領に定めるもののほか、町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 22 年 6 月 11 日から適用する。

様式第1号（第7関係）

広告掲載申込書（ホームページ用）

年 月 日

川根本町長

住所又は所在地

氏名又は名称

印

下記のとおり川根本町ホームページへの広告の掲載を申し込みます。また、広告掲載審査のため、納税等状況を調査することについて同意します。

- 1 バナー広告の内容 添付原稿のとおり
- 2 広告掲載位置 トップページ最下部
- 3 業種
- 4 添付資料
- 5 申込者連絡先
(担当部署名)
(担当者)
(電話番号)
(メールアドレス)
- 6 リンク先 URL
- 7 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで(箇月間)

上記の者の納税等状況結果について下記のとおり報告します。

町税等の滞納の有無

滞納あり・滞納なし

年 月 日

税務課長

印